

I P 通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2021年10月21日現在

～2021年10月20日

2021年10月21日～

目次 (略)

第1章～第14章 (略)

別記 (略)

目次 (略)

第1章～第14章 (略)

別記 (略)

附 則 (令和3年10月12日 P S 事推第00836479号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和3年10月21日から実施します。

(経過措置)

2 令和3年10月21日から当社が別に定める日までの間に、第2種契約 (タイプ6-3のコース1のメニュー1のプラン3 (500MB/月の区分に係るものに限ります。)) に係るものに限ります。以下、本項において同じとします。) の申込みをした者 (当社が別に定める日までに当社がその申込みを承諾した者に限ります。以下、本項において同じとします。) または第2種契約者 (タイプ6-3のコース1のメニュー1のプラン3 (500MB/月の区分に係るものに限ります。)) に係る者に限ります。以下、本項において同じとします。) が、当社が別に定める条件を満たすと当社が確認した場合は、当社が別に定める期間について、当社は1 歴月につき次表に定めるモバイルアクセスに係るパケット数を、その第2種契約の基本容量に追加します。

追加するパケット数

4194304パケット

(注) 本項に規定する当社が別に定める日および当社が別に定める条件は、当社のホームページ

(https://www.ntt.com/personal/services/mobile/one/campaign/1gbcp_2021.html)

で公表します。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。